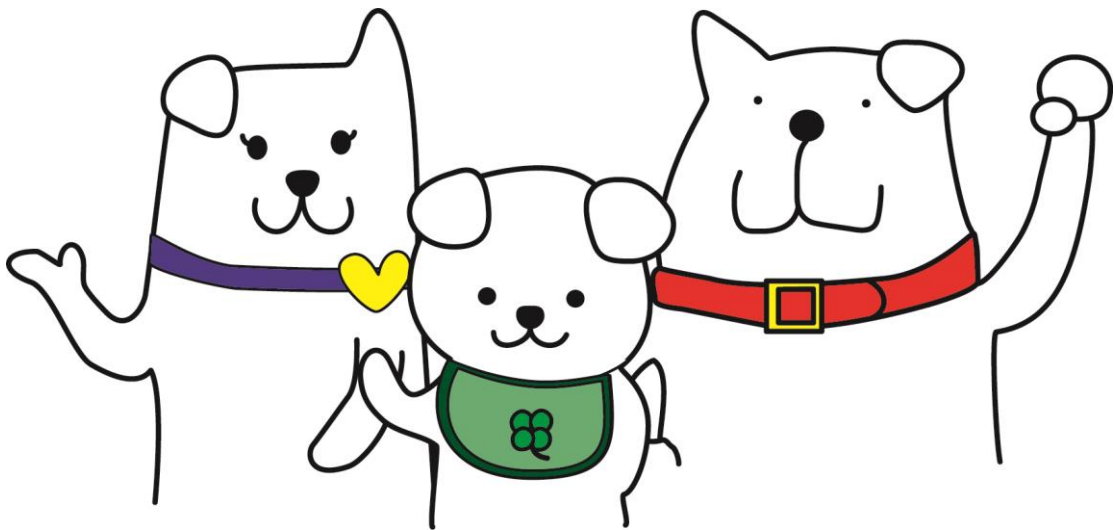


障害福祉のしおり



令和2年5月 令和5年8月一部改訂

大 館 市

はじめに

このしおりは、秋田県大館市内にお住まいの障害のあるかたや、その家族のかたが利用できる福祉サービスの概要と問い合わせ先を紹介したものです。

各種サービスの手引きとして活用していただければ幸いです。

対象者や申し込み方法等については、障害の程度、所得や年齢により制限がある場合があります。また、年齢および疾病によって、介護保険サービスが優先になる場合もありますので、詳しくは事前にそれぞれの窓口へ問い合わせてください。

なお、市では、「障がいを理解するためのガイドブック」を作成し、障害のあるかたのサポートに関する知識をご紹介します。市ホームページに掲載しておりますので、あわせてご活用ください。

なお、このしおりは令和5年8月現在の情報をもとにまとめています。

その後、内容が変わることがありますので、ご了承下さい。



〈目次〉

1. 障害福祉に関する総合相談窓口	(4) 補装具費給付事業	27
(1) 基幹相談支援センター	1	
(2) 市役所の相談窓口	2	
(3) 相談支援事業所	3	
(4) 就労相談・支援機関	5	
(5) 身体・知的・精神障害者相談員	6	
2. 障害者手帳の交付	7. 地域での生活を支援する制度	
(1) 身体障害者手帳	(1) 障害者の相談支援	28
(2) 療育手帳	(2) 成年後見人制度の利用助成	28
(3) 精神障害者保健福祉手帳	(3) 日常生活用具の給付・貸付	29
3. 手当・年金・共済制度	(4) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	32
(1) 児童扶養手当	(5) 難聴児補聴器購入助成事業	33
(2) 特別児童扶養手当	(6) 心身障害者居室整備資金の貸付	33
(3) 障害児福祉手当	(7) 地域生活支援事業	34
(4) 特別障害者手当	①日中一時支援 ②移動支援 ③訪問入浴	
(5) 障害基礎年金	④貸本の宅配サービス	
(6) 障害厚生年金	(8) 社会参加の援助	36
(7) 特別障害者給付金制度	(9) 自動車に関する支援	37
(8) 自動車事故対策機構の支援制度	(10) 生活福祉資金の貸付	38
(9) 秋田県心身障害者扶養共済制度	(11) ころの健康づくり事業	39
4. 医療費の助成	(12) 障害児(者)の歯科治療	40
(1) 自立支援医療(更生医療)	8. 税金の控除・減免・公共料金等の割引や助成	
(2) 自立支援医療(育成医療)	(1) 税の控除・免除	41
(3) 自立支援医療(精神通院)	(2) JR旅客運賃の割引	46
(4) 福祉医療費制度	(3) バス運賃割引	47
(5) 難病医療費助成制度	(4) 有料道路通行料金の割引	49
(6) 小児慢性特定疾病の医療費助成について	(5) 航空運賃の割引	50
5. 障害児の療育	(6) 郵便料の減免等	50
(1) 障害児通所支援	(7) NHK放送受信料の免除	50
(2) 障害児相談支援	(8) 携帯電話基本料金等の割引	51
(3) 障害児すこやか療育支援事業	(9) NTTが行う障害者のかたに対するサービス	51
6. 障害者総合支援法のサービス	(10) タクシー運賃の割引	52
(1) サービスの概要	(11) タクシー利用券の交付	52
(2) サービスの利用者負担	(12) ガソリン(自動車燃料購入)助成券の交付	53
(3) 障害福祉サービスの利用の流れ	(13) 市内の公共施設の利用料金割引	53
	9. 障害者マーク・標識	
	(1) 障害者等用駐車区画利用制度	54
	(2) 障害者マーク	56
	市内で活動している団体	59

1. 障害福祉に関する総合相談窓口



(1)大館市基幹相談支援センター

障害のあるかたとその家族の地域での生活を支援するため、福祉サービスの利用や制度の活用に関することなど、さまざまな相談を受け付けています。日常生活での困り事やどこに相談したら良いかわからないときは、まず基幹相談支援センターにご相談ください。

専門の相談員が、相談者(本人、家族、関係者など)のお話を伺い、必要な支援が受けられるよう、関係機関と一緒に考え、継続して支援します。

こんな相談ありませんか？

大館市基幹相談支援センター

〒017-0897

大館市字三ノ丸 103 番地 4

大館市総合福祉センター内

電話 0186-59-7255

FAX 0186-59-7256

営業日 月～金曜日

(祝日、12/29～1/3 を除く)

時間 8:30～17:30

(緊急の場合は 24 時間連絡が可能です)



『障害がある家族に対してどう接したらよいかわからない』

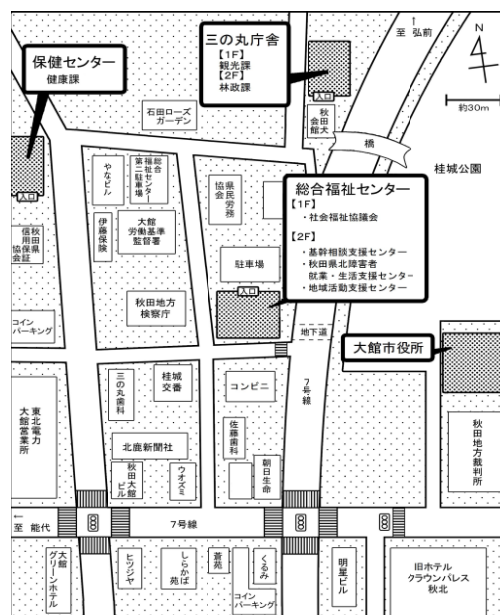
『障害のある家族が退院して自宅に戻ってくるけど、どんな支援が受けられるの?』

『自分が急に入院しなければならなくなったが、障害のある子が1人になってしまう。どうすればいいの?』など

どのような支援が必要なのか一緒に考えていく機関です。相談は、センター窓口での相談のほか、自宅訪問や電話、電子メールでも受け付けます。気軽にご相談ください。

・障害者虐待防止センター(24 時間対応)

・障害者差別解消相談窓口



案内図

(2) 市役所の相談窓口

<p>福祉課(障害福祉係) 〒017-8555 大館市字中城 20 番地 大館市役所2階 5番窓口 電話 0186-43-7052 FAX 0186-42-8532 開庁時間 8:30~17:15</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉に関する総合相談 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ・障害福祉サービス、障害児通所支援 ・自立支援医療費(更生・育成・精神通院)、補装具、日常生活用具の給付 ・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当 ・障害者虐待防止センター(24時間対応) ・障害者差別解消相談窓口
<p>長寿課(高齢者福祉係、介護保険係) 〒017-8555 大館市字中城 20 番地 大館市役所2階 1番窓口 電話 0186-43-7056 0186-43-7055 FAX 0186-42-8532 開庁時間 8:30~17:15</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉に関する総合相談 
<p>子ども課(児童相談係、子育て支援係) 〒017-8555 大館市字中城 20 番地 大館市役所2階 7番窓口 電話 0186-43-7054 0186-43-7053 FAX 0186-42-0160 開庁時間 8:30~17:15</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉に関する総合相談 ・特別児童扶養手当、児童扶養手当 ・障害児の療育に関する相談
<p>保険課(年金係、国保係、医療給付係) 〒017-8555 大館市字中城 20 番地 大館市役所1階 6番窓口 電話 0186-43-7046 FAX 0186-49-1198 開庁時間 8:30~17:15</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療制度(マル福) ・年金(障害基礎年金等)
<p>健康課(健康企画係、成人健診係、母子保健係、健康づくり係) 〒017-0897 大館市字三ノ丸 55 番地 大館市保健センター内 電話 0186-42-9055 FAX 0186-42-9054 開庁時間 8:30~17:15</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診、療育支援、自殺予防、ひきこもり対応等 

(3)相談支援事業所

障害のあるかたや家族からの障害福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供や助言、福祉サービスの利用支援等の必要な援助を行い、各種サービスの情報提供や関係機関との調整、サービス利用時の申請代行業務も行っていきます。必要に応じて、訪問します。

<p>社会福祉法人 大館圏域ふくし会</p> <p>おおだて障害者相談支援センター</p> <p>〒017-0845 大館市泉町9番19号 泉町地域ふくしセンター1階 電話 0186-57-8212 FAX 0186-57-8266 営業日 月～金曜日 (祝日、12/29～1/3を除く) 時間 8:30～17:30</p>	<p><u>身体・知的・精神障害全般</u></p> <p>特定相談支援(計画相談) 地域相談支援(地域移行・地域定着) 障害児相談支援</p>
<p>社会福祉法人 花輪ふくし会</p> <p>地域生活支援拠点 おおだて</p> <p>プラットホーム おおだて</p> <p>〒017-0046 大館市清水一丁目1番20号 電話 0186-59-4110 FAX 0186-59-4656 営業日 月～金曜日 (祝日、12/29～1/3を除く) 時間 8:30～17:30</p> <p>相談支援事業所 ぱれっと</p> <p>〒017-0845 大館市泉町5番5号 電話 0186-59-4580 FAX 0186-59-4581 営業日 月～金曜日 (祝日、12/29～1/3を除く) 時間 8:30～17:30</p>	<p><u>身体・知的・精神障害全般</u></p> <p>(大館駅前のグループホーム内の事業所)</p> <p>特定相談支援(計画相談) 地域相談支援(地域移行・地域定着) 障害児相談支援</p> <p><u>身体・知的・精神障害全般</u></p> <p>特定相談支援(計画相談) 障害児相談支援</p>

<p>株式会社 なが岡</p> <p>扇田・介護と相談支援所</p> <p>〒018-5701 大館市比内町扇田字扇田 423 番地 電話 0186-55-3702 FAX 0186-55-3702 営業日 日～土曜日 (祝日、12/29～1/3 を除く) 時間 10:00～19:00</p>	<p><u>身体・知的・精神障害全般</u></p> <p>特定相談支援(計画相談) 障害児相談支援</p>
<p>医療法人 和成会</p> <p>指定一般・特定相談支援事業所友生</p> <p>〒017-0872 大館市片山町三丁目 11 番 12 号 電話 0186-43-6464 FAX 0186-43-6465 営業日 月、火、木、金、土曜日 (祝日、12/29～1/3 を除く) 時間 8:30～17:30</p>	<p><u>主に精神障害</u></p> <p>(精神科病床を有する今井病院の事業所)</p> <p>特定相談支援(計画相談) 地域相談支援(地域移行・地域定着)</p>

(4)就労相談・支援機関

<p>秋田県北障害者</p> <p>就業・生活支援センター</p> <p>〒017-0897 大館市字三ノ丸 103 番地 4 大館市総合福祉センター内 電話 0186-57-8225 FAX 0186-57-8226 営業日 月～金曜日 (祝日、12/29～1/3 を除く) 時間 8:30～17:30</p>	<p>障害のあるかたが、身近な地域で安心して職業生活を送れるよう、ハローワーク・障害者職業センターなどの関係機関と協力して、就業及び生活上のサポートを総合的に行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職までの道のりを一緒に考えます。 ・あなたの思いを周りに理解してもらえようお手伝いします。
<p>大館公共職業安定所</p> <p>(ハローワーク大館)</p> <p>〒017-0046 大館市清水一丁目 5 番 20 号 電話 0186-42-2531 FAX 0186-49-4007 営業日 月～金曜日 (祝日、12/29～1/3 を除く) 時間 8:30～17:15</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の就職や採用に関する専門的な相談 ・求職登録により、具体的な就職活動の方法の相談や紹介により、就職のお世話から就職後のアフターケアまで一貫したサービスを提供します。 

(5) 身体障害者・知的障害者・精神障害者相談員



令和5年4月現在、身体障害者相談員 9名、知的障害者相談員 4名、精神障害者相談員 3名の計16名が活動しています。

市から委託を受けた障害者相談員が生活のことや障害のことなどについて相談をお受けします。秘密は守られます。

◆(5)の問い合わせ窓口

◎大館市福祉課障害福祉係

大館市字中城 20番地 大館市役所2階 5番窓口

電話 43-7052 FAX 42-8532

2. 障害者手帳の交付



身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳は、障害の認定のほか、各種福祉サービスを利用する場合に必要となります。

(1) 身体障害者手帳



対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体、心臓、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫に障害のあるかた

内 容

身体障害者手帳は、身体に一定の障害のあるかたに対して、障害の程度により、1級から6級に該当するかたに手帳が交付されます。

必要書類

		写真	指定の 診断書	手帳	その他
初めて手帳を取得したいとき(交付申請書)		○	○		マイナンバーの分かるもの (個人番号カード、通知カード)
再交付	障害の程度が変更になったとき (再交付申請書)	○	○	○	
	障害が追加になったとき(再交付申請書)	○	○	○	
	有期認定のとき(再交付申請書)	○	○	○	
	手帳を紛失・破損したとき (再交付申請書)	○			
住所等変更	市内転居・転入で住所が変わったとき (居住地等変更届)			○	
	氏名が変わったとき(居住地等変更届)			○	
返還	本人が亡くなったとき 障害に該当しなくなったとき(返還届)			○	

- ・「顔写真」は、縦4cm×横3cm、脱帽、上半身、1年以内に撮影されたもの
- ・「診断書」は、身体障害者福祉法第15条の指定を受けた医師が記載した所定の診断書(記載されてから3カ月以内のもの)。
- ・市外に転出したときは、転出先の市町村に手帳を持参して、居住地の変更届を提出してください。

(2)療育手帳

対象者

おおむね 18 歳までに知的障害があると判定されたかた
 (発達期以降に発症した器質性精神障害等による知能の低下や適応障害の状態は、療育手帳での知的障害には該当しません)

内 容

障害の程度は、重度・最重度の場合は「A」、中度・軽度の場合は「B」に区分されます。

必要書類

	写真	手帳	その他
初めて手帳を取得したいとき(交付申請書)	○		※18 歳以上の新規申請の場合、 ・母子手帳の写し ・学校の成績票 ・成績証明 等 18 歳までの知的状況が分かる資料が必要
再交付 手帳を紛失・破損したとき (再交付申請書)	○		
住所等変更 市内転居・転入で住所が変わったとき (記載事項変更届)		○	
住所等変更 氏名、保護者が変わったとき (記載事項変更届)		○	
返還 本人が亡くなったとき 障害に該当しなくなったとき(返還届)		○	
再判定 手帳に次回判定時期が記載されているかた (交付申請書)	○	○	

- ・「顔写真」は、縦 4 cm×横 3 cm、脱帽、上半身、1 年以内に撮影されたもの
- ・市外に転出したときは、転出先の市町村に手帳を持参して、居住地の変更届を提出してください。
- ・新規申請や再判定時に、北児童相談所(十二所)や県子ども・女性・障害者相談センター(秋田市)で医師の診察や判定を受けていただく場合があります。



青色の療育手帳も、
 緑色の精神手帳も、
 秋田県マークの付いた
 赤いカバーに統一になります。



(3)精神障害者保健福祉手帳

対象者 精神疾患(てんかん、発達障害を含みます)により、長期にわたり日常生活または社会生活への制約があるかた。

精神科の治療を開始した日(初診日)から6カ月以上経過した日から申請できます。

内 容 障害の程度により、1級から3級までに区分されます。有効期間は2年で更新が必要です。

必要書類

手続き	必要な場合	①申請書 ②記載事項変更届・ 再交付申請書	A 添付 書類	B 写真	手帳	C 個人番号 確認書類
新規申請	初めて手帳を受けるとき	①	○	○		○
更新申請	2年毎の更新をするとき	①	○	△注1	○	○
等級変更	障害の程度が変わったとき	①	○	○	○	○
紛失	手帳を紛失したとき	②		○		○
破損	手帳を破損したとき	②		○	○	○
住所変更	住所が変わったとき	② △注2		△注2	○	○
氏名変更	名前が変わったとき	②		○	○	○

注1 等級変更が伴う場合や手帳の記載欄に空欄が無い場合、また更新申請中も手帳を所持していたい場合は写真が必要です。

注2 県外から転入した場合の住所変更手続きは、届出に加え申請書及び写真の提出が必要です。

A 添付書類	ア、イ、ウのいずれか ア 精神障害者保健福祉手帳用診断書 (初診日から6カ月以上経過しているもので、作成日から3カ月以内のもの) イ 障害年金関係書類 ・年金証書、年金支払通知書、年金振込通知書のいずれかの写し ウ 特別障害給付金証書 ※障害等級照会同意書(イとウで申請する場合)
B 写真	「顔写真」は、縦4cm×横3cm、脱帽、上半身、1年以内に撮影されたもの。
C 個人番号 確認書類	マイナンバーの分かるもの (個人番号カードまたは通知カード等)

◆(1)(2)(3)の申請・提出窓口

◎大館市福祉課障害福祉係

大館市字中城 20 番地 大館市役所2階 5 番窓口

電話 43-7052 FAX 42-8532

3. 手当・年金・共済制度



(1) 児童扶養手当

対象者

1. 離婚や死亡等によって父または母がいない家庭や、2. 父または母が重度の障害(国民年金法または厚生年金法1級相当)で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している父または母、父母にかわってその児童を養育しているかたが対象となります。また、児童が政令で定める程度の障害の状態の場合は、20歳未満までの対象となります。

内 容(R5年度)

児童1人のとき・・・月額 10,410～44,140円 児童2人目の加算額・・・月額 5,210～10,420円
児童3人目以降の加算額(1人につき) 月額 3,130～6,250円を加算
※所得に応じて決定されます。

必要書類等

認定請求書に、戸籍謄本や住民票などの添付のほか、支給要件により添付する書類が異なるので、下記の窓口にお問い合わせください。

(2) 特別児童扶養手当

対象者

身体または精神に障害を持ち、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の児童を監護する父または母もしくは父母にかわってその児童を養育しているかたが対象となります。ただし、児童が施設に入所している場合、児童が障害を事由として年金を受給している場合、児童の保護者等の所得が一定限度額を超えている場合は支給されません。

内 容(R5年度)

1級(重度) 月額 53,700円 2級(中度) 月額 35,760円
※4ヵ月分をまとめ4、8、11月の年3回の支払いとなります。
※手帳等級の基準とは異なります。
※障害の状態に応じた有期認定(診断書の再提出が必要)となります。

必要書類

①認定請求書(マイナンバーの記載あり) ②診断書(特別児童扶養手当用) ③障害者手帳(お持ちのかた) ④戸籍謄本 ⑤住民票(世帯全員のもの)の写し ⑥振込先口座申出書 ⑦印鑑
⑧身分証明書ほか

◆(1)(2)の申請・提出窓口

◎大館市子ども課児童相談係 7番窓口
大館市字中城 20番地 大館市役所2階
電話 43-7054 FAX 42-0160

(3)障害児福祉手当

対象者

身体または精神に著しく重度の障害を持ち、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の児童(概ね身体障害者手帳1級程度、療育手帳A程度またはこれらと同程度の疾病、精神障害を有するかた)。ただし、児童が施設に入所している場合、保護者等の所得が一定限度額を超えている場合は支給されません。

内 容(R5年度)

手当月額 15,220円

※3カ月分をまとめ5、8、11、2月の年4回支払いとなります。

※障害の状態に応じた有期認定(診断書の再提出が必要)となります。

必要書類

- ①認定請求書 ②所得状況届 ③診断書(障害児福祉手当用) ④障害者手帳(お持ちのかた)
⑤児童名義の預金通帳の写し ⑥同意書・申出書 ⑦印鑑

※毎年、所得の確認(現況届)の提出が必要です。また、住所や氏名を変更したとき、障害の程度が変わったとき、本人が死亡したとき、施設に入所したときは届出が必要になります。

(4)特別障害者手当

対象者

身体または精神に著しく重度の障害が重複する場合、またはそれと同程度の障害の状態です日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上のかた。

ただし、施設に入所しているかた、病院・診療所に3カ月以上入院しているかた、本人または扶養義務者の所得が一定限度額を超えている場合は支給されません。

内 容(R5年度)

手当月額 27,980円

※3カ月分をまとめ5、8、11、2月の年4回支払い

※障害の状態に応じ有期認定となる場合があります。

必要書類 ①認定請求書 ②所得状況届 ③診断書(特別障害者手当用) ④障害者手帳

⑤本人名義の預金通帳の写し

⑥非課税年金(障害年金、遺族年金等)の受給がわかる書類(年金証書、振込通知書等)

⑦同意書・申出書 ⑧印鑑

各種届出 毎年、所得の確認(現況届)の提出が必要です。

住所や氏名を変更したとき、障害の程度が変わったとき、本人が死亡したとき、施設に入所したとき、入院が3カ月を超えたときは届出が必要になります。

◆(3)(4)の申請・提出窓口

◎大館市福祉課障害福祉係

大館市字中城 20番地 大館市役所2階 5番窓口

電話 43-7052 FAX 42-8532

(5)障害基礎年金

対象者

次のいずれかに該当するかた

- ① 国民年金加入中(もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいる)に初診日がある病気やケガで障害の状態になったかたで保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が加入期間の3分の2以上あるかた。
- ② 20歳未満のときに初診日があるかたが、障害の状態にあつて20歳に達したとき、または20歳に達した後に障害の状態となったとき。

障害の程度

1級:国民年金法で定める障害等級表の1級に該当する場合

2級:国民年金法で定める障害等級表の2級に該当する場合

※身体障害者手帳等の等級や基準とは異なります。

内 容(R5年度)

1級:年額 993,750 円

2級:年額 795,000 円

※所得制限があります。

※18歳到達年度の末日までにある子(障害の状態にある子の場合は20歳未満)がいる場合は、子の人数によって加算が行われます。詳細は、申請窓口へお問い合わせください。

※加算額 1人目・2人目(年額) 228,700 円

3人目以降(年額) 76,200 円

障害年金生活者支援給付金

1級:月額 6,425 円

2級:月額 5,140 円

必要書類

- ①基礎年金番号通知または年金手帳
- ②裁定請求書
- ③診断書
- ④病歴状況申立書
- ⑤障害者手帳(お持ちのかた)
- ⑥戸籍謄本
- ⑦預金通帳の写し
- ⑧印鑑等

◆(5)の申請・提出窓口

◎大館市保険課年金係

大館市字中城 20 大館市役所 1 階 6 番窓口

電話 43-7043 FAX 49-1198

(6)障害厚生年金

対象者

障害の原因となった病気やけがの初診日において厚生年金の被保険者であったかたで障害基礎年金と同様の要件を満たしているかた。

障害の状態が2級に該当しない軽い程度の場合は、3級の障害厚生年金に該当する場合があります。

内容

年金額は障害の程度及び報酬比例によって異なります。詳細は下記の年金事務所にご確認ください。

(7)特別障害者給付金制度

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者のかたについて、福祉的措置として創設。

国民年金に任意加入していなかった次の①または②のいずれかの期間に障害を負った病気やけがの初診日があり、現在、障害基礎年金の1級及び2級相当の障害の状態にあるかた(障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができるかたは対象外)

対象者

- ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ② 昭和61年3月以前に国民年金加入対象であった被用者の配偶者

支給額(R5年度)

- 1級・・・月 53,650円
2級・・・月 42,920円

◆(6)(7)の申請・提出窓口

◎日本年金機構 鷹巣年金事務所
北秋田市花園町18-1
電話 0186(62)1490 FAX 0186(62)9429

(8)自動車事故対策機構の支援制度

内容

自動車事故が原因で重度後遺障害者になったかたへの「介護料の支給」及びそのかたのお子様に対する「生活資金の貸付(無利子)」を行っています。詳細は下記にご確認ください。

◆(8)の問い合わせ先

◎独立行政法人自動車事故対策機構
秋田支所 秋田市八橋大畑二丁目12番53号
電話 018-863-5875 FAX 018-863-5864

(9)秋田県心身障害者扶養保険共済制度

障害のあるかたを扶養している保護者が一定の掛金をかけることにより、保護者が死亡または重度障害になった場合に、障害のあるかたに終身年金を支給します。保護者の加入時の年齢により掛金額は異なります。

障害のあるかたの範囲

- ① 身体障害者手帳1～3級のかた
- ② 療育手帳をお持ちのかた
- ③ 精神または身体に永続的な障害のあるかた(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)で、その障害の程度が①または②のかたと同程度と認められるかた(診断書が必要)

保護者の要件

- ・加入年度の4月1日時点の年齢が65歳未満であること
- ・特別の疾病または障害がなく健康な状態であること

給付額

1口加入者 月額20,000円、2口加入者 月額40,000円

共済掛金

加入時の年齢	掛金月額	加入時の年齢	掛金月額
35歳未満	9,300円	50歳以上 55歳未満	18,800円
35歳以上 40歳未満	11,400円	55歳以上 60歳未満	20,700円
40歳以上 45歳未満	14,300円	60歳以上 65歳未満	23,300円
45歳以上 50歳未満	17,300円		

掛金の減免

- 生活保護を受けている世帯に属する者 100%免除
- 市町村民税を課せられていない世帯に属する者 50%免除
- 市町村民税の所得割を課せられていない世帯に属する者 30%免除

継続して25年(2口目及び昭和61年4月1日以降加入の場合は1口目は20年)以上加入し、かつ、65歳以上に達したかた※

※65歳以上に達したかたとは、65歳に達した日以後最初に到来する加入者となった日の年単位の応答日に達しているかたをいいます。



◆(9)の申請・提出窓口

◎北秋田地域振興局大館福祉環境部
大館市十二所字平内新田 237-1
電話 52-3955 FAX 52-3911

4. 医療費の助成



障害のあるかたに安心して医療を受けてもらうために、次の制度があります。自立支援医療は、事前に申請し、医療の必要性について、認定を受けていただきます。必要性が認められたかたは、「自立支援医療受給者証」をお渡します。指定医療機関で提示して、医療を受けてください。

(1) 自立支援医療(更生医療)

身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上のかたが、自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、障害の程度を軽くしたり、機能の回復を図ることを目的とした医療(人工透析や人工関節の手術など)を指定医療機関で受けられます。

対象となる障害

肢体不自由、視覚障害、聴覚、平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、免疫機能障害、内部障害(心臓、腎臓、小腸、肝臓機能障害)※身体障害者手帳に記載されている障害部位に対する医療であること、保険診療であること等の条件あり。

給付対象医療の例

腎臓機能障害	人工透析療法, 腎移植術, 腎移植術後の抗免疫療法等
心臓機能障害	冠動脈バイパス術, ペースメーカー植込術, 弁置換術, 心移植術, 心移植術後の抗免疫療法等
小腸機能障害	中心静脈栄養法
免疫機能障害	抗HIV療法等
肢体不自由	人工関節置換術, 関節固定術等
視覚障害	白内障手術, 角膜移植術, 網膜剥離手術等
聴覚・平衡機能障害	人工内耳植込術, 外耳道閉鎖形成術等
音声・言語・そしゃく機能障害	口唇形成術, 口蓋形成術, 歯科矯正治療, 嚥下機能改善手術, 誤嚥防止手術等
肝臓機能障害	肝臓移植術, 肝臓移植術後の抗免疫療法

利用者負担

原則1割負担(世帯の所得状況等に応じて、月額負担上限額が設定され、自己負担が軽減されます) → **P18**



必要書類

区分		必要書類等
更生医療	新規申請	・申請書 ・同意書 ・印鑑 ・身体障害者手帳 ・指定の診断書 ※健康保険証(同じ医療保険に加入する全員分) ※障害年金証書等及び前年中(申請時期が1~6月は前々年中)に受給している年金振込通知書または年金振込額が分かるもの ※についてはマイナンバーを提出いただける場合は不要です。
	更新申請	新規申請の必要書類、使用している受給者証

(2) 自立支援医療(育成医療)

18歳未満の児童で、身体上の障害を有するか、現存する疾患を放置すると将来において障害を残すと認められるかたが、生活能力を得るために必要な医療を指定医療機関で受けられます。

対象となる障害

肢体不自由、視覚障害、聴覚、平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、免疫機能障害、内部障害(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸および肝臓機能障害を除く内部障害については、先天性のものに限ります)

給付対象医療の例

視覚障害	白内障、先天性緑内障、眼瞼欠損、斜視など → 手術等	
聴覚平衡機能障害	先天性耳奇形 → 形成術(聴覚平衡機能障害の除去・軽減する手術等であること) 高度難聴 → 人工内耳埋込術	
音声・言語・そしゃく機能障害	口蓋裂等 → 形成術、唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障害を伴う者であって、鼻咽腔閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な者 → 歯科矯正	
肢体不自由	先天性股関節脱臼、内反足、斜頸、多(合)指(趾)症、脊椎側彎症、水頭症、くる病(骨軟化症)等に対する関節形成術、関節置換術、及び義肢装着のための切断端形成術など	
内部障害	心臓	先天性心疾患 → 弁口、心室心房中隔に対する手術、後天性心疾患 → ペースメーカー埋込み手術、心臓移植術後の抗免疫療法
	腎臓	腎機能障害 → 人工透析療法、腎移植術(抗免疫療法含む)
	小腸	中心静脈栄養法
	肝臓	肝臓移植術後の抗免疫療法
	免疫	抗HIV療法、免疫調節療法、その他HIV感染症に対する治療
その他の先天性内臓障害	先天性食道閉鎖症、先天性腸閉鎖症、鎖肛、巨大結腸症、尿道下裂、停留精巣(睾丸)、漏斗胸など → 尿道形成、人工肛門の造設などの外科手術	

利用者負担

原則1割負担 (世帯の所得状況等に応じて、月額負担上限額が設定され、自己負担が軽減されます) → **P18**



必要書類

育成医療	新規申請	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・印鑑 ・指定の意見書 ・健康保険証(同じ医療保険に加入する全員分) ・所得を確認できる書類 ※マイナンバーを提出いただける場合は不要です
	更新申請	新規申請の必要書類、使用している受給者証

(3) 自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患(てんかんを含む)を有するかたが、通院による精神医療(外来、外来での投薬、デイケア、訪問看護など)を継続して受ける必要がある場合に、指定医療機関での通院医療費の自己負担分の一部を公費負担します。事前に認定申請が必要です。

対象者

精神疾患(認知症、てんかんなども含む)の治療のため通院しているかた
 ※精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていることは要件ではありません。



利用者負担

原則1割負担 (世帯の所得状況等に応じて、月額負担上限額が設定され、自己負担が軽減されます) → P18



必要書類等

精神通院医療	新規申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 ・ 同意書 ・ 印鑑 ・ 診断書(「重度かつ継続」に関する意見が記載されている診断書) ・ 健康保険証(同じ医療保険に加入する全員分) ・ 年金証書等及び前年中(申請時期が1~6月は前々年中)に受給している年金振込通知書または年金振込額が分かるもの ・ マイナンバーの分かるもの(通知カード、個人番号カード等)
	更新申請	新規申請の必要書類等のほか、現在使用している受給者証 ※2年目の更新には診断書が必要です。



自立支援医療の給付の費用負担(更生医療・育成医療・精神通院医療)

利用者は、原則として医療費の1割負担です。ただし、障害福祉サービスと同様に所得に応じて月額上限額が定められており、負担が重くならないようになっています。

月額上限額

区分	所得区分(医療保険の世帯単位)		月額上限額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、障害者または障害児の保護者の年収が80万円以下のかた		2,500円
低所得2	市町村民税非課税世帯で、障害者または障害児の保護者の年収が80万円以上のかた		5,000円
中間所得層	市町村民税所得割 3万3千円未満のかた	高額治療継続者「重度かつ継続」に該当しないかた	医療保険に同じ
		高額治療継続者「重度かつ継続」、育成医療経過措置	5,000円
	市町村民税所得割 3万3千円以上 23万5千円未満のかた	高額治療継続者「重度かつ継続」に該当しないかた	医療保険に同じ
		高額治療継続者「重度かつ継続」、育成医療経過措置	10,000円
一定所得以上	市町村民税所得割 23万5千円以上のかた	高額治療継続者「重度かつ継続」に該当しないかた	医療保険に同じ
		高額治療継続者「重度かつ継続」	20,000円

※高額治療継続者「重度かつ継続」の範囲

1. 疾病、症状等から対象となるかた

○更生医療・育成医療の対象者のうち、腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）のかた

○精神通院医療の対象者のうち、統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害（依存症等）のかた、または「重度かつ継続」的な医療を要するかたとして精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断したかた

2. 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となるかた

3. 医療保険の多数該当のかた

◆(1)(2)(3)の申請・提出窓口

◎大館市福祉課障害福祉係

大館市字中城 20 番地 大館市役所2階 5 番窓口

電話 43-7052 FAX 42-8532

(4)福祉医療費制度(マル福)

病院などで支払う医療費(保険適用後)の自己負担分を助成します(入院中の食事負担分を除く)。

対象者

- ・身体障害者手帳1~3級または、療育手帳Aをお持ちのかた
 - ・65歳以上で、身体障害者手帳4~6級をお持ちのかた(社会保険の本人は対象となりません)
- ※本人・配偶者・扶養義務者について、所得制限があります。

必要書類

- ① 身体障害者手帳または療育手帳など ②健康保険証 ③印鑑

◆(4)の申請・提出窓口

◎大館市保険課医療給付係

大館市字中城20番地 大館市役所1階

電話 43-7046 FAX 49-1198



(5)難病医療費助成制度

「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平成26年法律第50号)に基づき指定される指定難病について、治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い、治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する制度です。

医療費助成の相談・申請については、詳しくは下記窓口にお問い合わせください。

主な対象疾病

ベーチェット病、多発性硬化症、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス、スモン、再生不良性貧血サルコイドーシス、筋萎縮性側索硬化症、強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎、特発性血小板減少性紫斑病、結節性動脈周囲炎、潰瘍性大腸炎、大動脈炎症候群、ビュルガー病、天疱瘡、脊髄小脳変性症、クローン病、難治性の肝炎のうちの劇症肝炎、悪性関節リウマチ、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病)、膠様滴状角膜ジストロフィー、ハッチンソン・ギルフォード症候群など、338疾病(R3年11月~)に対象疾病が拡大されました。

(6)小児慢性特定疾病の医療費助成について

小児期における小児がん、慢性腎炎等の特定疾患の治療は、長期間にわたり、かつ医療費も高額となることから、医療費の負担軽減にも資するため、医療費の自己負担の一部を助成します。

詳しくは下記の窓口にお問い合わせください。

16 疾患群(悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体または遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患群、骨系統疾患、脈管系疾患)788 疾病 (R3年11月～)に対象疾病が拡大されました。

◆(5)(6)の申請・提出窓口

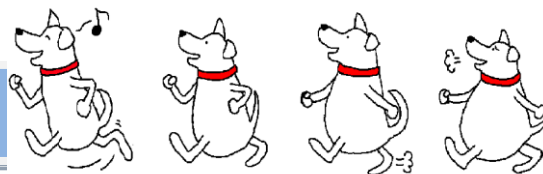
◎大館保健所(大館福祉環境部 健康・予防課)

大館市十二所字平内新田 237-1

電話 52-3952 FAX 52-3911



5. 障害児の療育



児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援に分かれます。

対象者

身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童、ただし、診断や障害者手帳を有することが必須条件ではなく、療育の必要のある児童

(1)障害児通所支援

○児童発達支援

児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能集団生活への適応訓練を行うサービス。

○医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹機能の障害がある児童に対し、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービス。

○放課後等デイサービス

就学している障害児に対し、放課後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行うサービス。

○居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行うサービス。

○保育所等訪問

保育所やその他児童が集団生活を営む施設等に訪問し、その施設の障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービス。

児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所(市内)

児童発達支援	所在地	電話番号
児童発達支援センター ひまわり	大館市池内字大出 82 番地 身体障害者福祉センター内	0186-42-3553
児童発達支援・放課後等デイサービス ふあみーゆ	大館市字代野 233番地 14	0186-99-0107
多機能型事業所 のっぼ	大館市東台一丁目4番29号	0186-59-7665
放課後等デイサービス	所在地	電話番号
放課後等デイサービス なかよしとつと	大館市比内町扇田字長岡 70 番地 3	0186-57-8171
放課後等デイサービス 一心堂	大館市東台二丁目1番 60 号	0186-44-4575
放課後等デイサービス 一心堂 2号店	大館市東台二丁目10番9号	0186-57-8199
放課後等デイサービス 一心堂 3号店	大館市東台二丁目3番38号	0186-59-7725
児童発達支援・放課後等デイサービス ふあみーゆ	大館市字代野 233番地 14	0186-99-0107
わんぱく広場	大館市片山町一丁目3番10号	0186-59-7510
多機能型事業所 のっぼ	大館市東台一丁目4番29号	0186-59-7665
放課後等デイサービス くら Labo	大館市字向町23番地	090-7459-1308

利用者負担

対象児の保護者のかたは、原則としてサービスにかかる費用の1割負担。

(2) 障害児相談支援

障害児通所支援の利用に関する相談等の支援を行うサービスです。

対象者

障害児通所支援を申請した障害児等

内容

障害児通所支援の利用者に係る障害児支援利用計画の作成と支援施設等との連絡調整を行うサービス

事業所

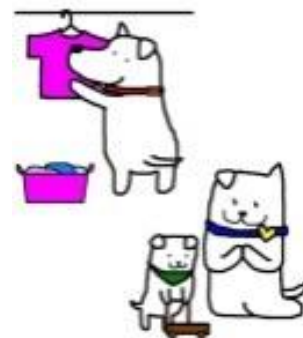
相談支援事業所	所在地	電話番号
おおだて障害者相談支援センター	大館市泉町9番19号 泉町地域ふくしセンター	0186-57-8212
相談支援事業所 プラットホームおおだて	大館市清水一丁目1番20号	0186-59-4110
相談支援事業所 ぱれっと	大館市泉町5番5号	0186-59-4580
扇田・介護と相談支援所	大館市比内町扇田字扇田 423 番地	0186-55-3702

◆(1)(2)の申請・提出窓口

◎大館市福祉課障害福祉係

大館市字中城 20 番地 大館市役所2階 5 番窓口

電話 43-7052 FAX 42-8532



(3) 障害児すこやか療育支援事業

児童発達支援等を利用する際の利用者負担などの半額を助成する制度です。(県事業)

対象者

児童発達支援または医療型児童発達支援(以下「児童発達支援等」という)等の利用者

助成対象

①サービス利用に係る利用者負担額

②サービス利用に係る食費

※利用者負担上限額の軽減等の適用を受ける場合は、適用後の利用者負担額の半額までを助成します。また、食費の軽減措置を受ける場合は、軽減後の食費の半額を助成します。

所得制限があります。

必要書類

希望者は児童発達支援等の申請手続きの際に下記へお問い合わせください。

◆(3)の申請・提出窓口

◎大館市子ども課児童相談係

大館市字中城 20 番地 大館市役所2階 7 番窓口

電話 43-7054 FAX 42-0160

6. 障害者総合支援法のサービス



(1) サービスの概要

障害者総合支援法のサービスは「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」とに分かれ、「障害福祉サービス」は、「訪問系」「日中活動系」「居住系」「地域相談支援」に分かれます。

対象者

- ・身体障害者手帳を持っているかた
- ・療育手帳を持っているかた、または障害者更生相談所や児童相談所で知的障害の判定を受けているかた
- ・精神障害者保健福祉手帳を持っているかた、または診断書等により精神障害者の診断を受けているかた
- ・指定難病等(19 ページ(5)参照)に罹患しているかた

障害福祉サービスの内容

	名 称	内 容	
介護給付	訪問系	居宅介護(ホームヘルパー)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
		同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者につき、外出時同行することにより、危険回避及び移動に必要な情報提供を行います。
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数サービスを包括的にを行います。
		短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
介護給付	日中活動系	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。
		生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動または生産活動の機会を提供します。
	居住系	施設入所支援	一定の設備の施設で、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
地域相談支援給付	地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設等に入所または精神科病院に入院している障害者に、住居の確保やその他の地域における生活に移行するため、相談その他必要な支援を行います。
		地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

訓練等給付	日中活動系	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	訪問系・その他	就労定着支援	就労移行支援等のサービスを利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、必要な相談・指導・助言等の支援を行います。
		自立生活援助	居宅において単身等で生活する障害者へ定期的な居宅訪問や随時の対応をし、自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。
	居住系	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間、休日、相談や日常生活上の援助を行います。

(2)サービスの利用者負担

利用者のかたは、原則として利用したサービスにかかる費用の1割を負担します。

ただし、所得に応じて月額上限額が定められており、負担が重くならないようになっています。

月額上限額

所得に応じて区分されています。それぞれ負担上限月額が定められています。

所得を判断する際の、世帯の範囲

種 別	世 帯 の 範 囲
18 歳以上の障害者(施設入所する 18、19 歳を除く)	障害者とその配偶者
障害児(施設入所する 18、19 歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

利用者負担上限月額(介護給付費、訓練等給付費、障害児通所給付費)

区 分	負 担 上 限 月 額	対 象 者	
生 活 保 護	0円	生活保護受給者	
低 所 得	低 所 得 1	0円	市町村民税非課税世帯のうち、本人の年収が 80 万円以下のかた
	低 所 得 2	0円	市町村民税非課税世帯(低所得1に該当するかたを除く)のかた
一 般 1	【施設等入所者以外】 障害者 9,300 円 障害児 4,600 円 【20 歳未満の施設等入所者】 9,300 円	市町村民税課税世帯(所得割 16 万円(障害児(注)にあつては 28 万円)未満のかたに限り、20 歳以上の施設等入所者を除く)のかた	
一 般 2	37,200 円	市町村民税課税世帯(一般 1 に該当するかたを除く)	

利用者負担上限月額(療養介護医療費、肢体不自由児通所医療費)

利用者負担の軽減 ※毎年、所得区分の見直し(世帯・収入等状況の申告)が必要になります。

医療型個別減免	<ul style="list-style-type: none">・ 20歳以上の療養介護利用者で低所得1・2世帯の場合、一定額が手元に残るよう、利用者負担額が軽減されます。・ 20歳未満の療養介護の利用者の場合、一定額が手元に残るよう負担限度額を設定し、限度額を上回る額については減免されます。 ※医療型児童発達支援は対象外となります。
補足給付費	<ul style="list-style-type: none">・ 20歳以上の入所施設利用者で生活保護、低所得1・2世帯の場合、一定額が手元に残るよう、食費・光熱水費の負担軽減があります。・ 20歳未満の入所施設利用者の場合、負担上限月額の区分に応じて一定額が手元に残るよう、食費・光熱水費の負担軽減があります。・ グループホーム利用者で生活保護、低所得1・2世帯の場合、家賃を対象として月額1万円を上限に補足給付が行われます。
高額障害福祉サービス費	同じ世帯の中で障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合等で、利用者負担額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます
多子軽減措置	障害児通所支援を利用している児童の保護者と同一世帯に属する2人以上の乳幼児が幼稚園等に通い、または障害児通所支援を利用する場合に、多子軽減措置が適用となります。
生活保護移行防止	負担軽減をしても、定率負担や食費等の負担により、生活保護の対象となる場合は、生活保護の対象とならない額まで月額負担上限額及び食費等実費負担を引き下げます。

申請書類

※申請時期により、対象となる所得年度が異なります。担当窓口にお問い合わせください。

1. 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書(様式第1号)
2. 世帯状況・収入等申告書(様式第24号)
3. 同意書・申出書
4. 年金振込通知書等の写し(※証書、通帳など)
5. 所得課税証明書(所得金額と市民税の金額が確認できる証明書)

※ただしマイナンバーを提出いただける場合は不要です。

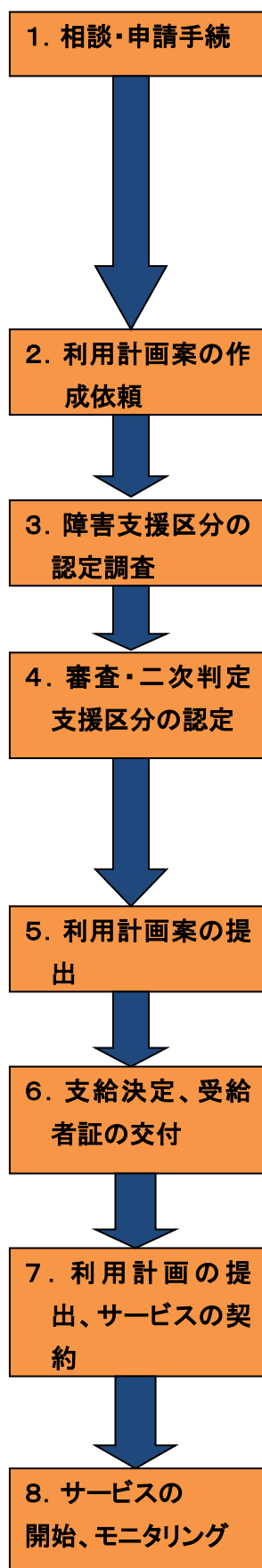
6. 障害福祉サービス受給者証(水色の冊子)※継続のかたのみ
7. 障害者手帳、自立支援医療受給者証、診断書等※新規のかたのみ

※施設入所を利用するかたは上記1～7のほか、該当年の工賃等の就労収入額証明書(通所している事業所等の証明)または源泉徴収票、該当年の租税(固定資産税等)、社会保険料(国民健康保険税等)を納付した領収書等が必要です。

※療養介護を利用するかたは上記1～7のほか、健康保険証を添付してください。

※グループホームを利用するかたは上記1～7のほか、家賃の金額が分かるもの(証明書)を添付してください。

(3) 障害福祉サービスの利用の流れ



基幹相談支援センター、または福祉課障害福祉係、相談支援事業所にサービスの利用等についてご相談ください。申請する際は、24 ページ(2)申請書類をご用意のうえ市へ提出してください。

※相談支援事業所（特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所）、市の指定を受けた事業所で、相談支援専門員がサービス利用に係る相談、情報提供、申請手続きの支援等を行います。

相談支援事業所に利用計画案の作成を依頼します。
相談支援専門員は、申請者（本人または家族等）のサービス内容や利用の意向等を確認し利用計画案の作成を進めます。

当市の認定調査員が申請者と面接し、心身の状況や生活環境等の調査を行い、後日調査結果に基づいて一次判定を行います。

一次判定結果、医師意見書等を踏まえ、審査会（月 1 回開催）による審査判定（二次判定）が行われ、判定結果に基づき障害支援区分（区分 1～6）が認定されます。

（申請したサービス内容によっては、判定、区分認定を行わないものもあります。）

相談支援事業所が作成した利用計画案の内容を確認し、所定書類とともに市へ提出します。

障害支援区分や利用計画案等をもとにサービス支給量が決定され、支給決定通知書と受給者証が交付されます。

支給決定をもとに相談支援事業所が利用計画（本計画）を作成します。内容を確認のうえ福祉課障害福祉係へ提出してください。また、希望するサービス提供事業所と利用に関する契約を締結します。

契約をもとにサービスの利用が開始となります。サービス利用料は事業者に支払います。サービス利用期間中は、相談支援専門員が利用状況の確認等（モニタリング）を行います。

※サービス等の変更や期間の更新をするときは申請手続きが必要です。

(4)補装具費給付事業

補装具は、からだの失われた部分や思うように動かすことができない障害のある部分を補う用具で、日常生活や就労に用いるものです。必要な補装具を購入または修理する際の費用を支給する制度です。

種類 ※介護保険で同様の給付等を受けられる場合は、そちらが優先されます。

障害の種類	補装具の名称
視覚障害	盲人用安全つえ、眼鏡、義眼
聴覚障害	補聴器
肢体不自由(児・者)	義手、義足、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ
肢体不自由(児)	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
肢体不自由で、音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置
体幹機能障害	座位保持装置、電動車いす
内部障害	車いす・電動車いす(1級のみ)、歩行器、歩行補助つえ

手続き

補装具の種目、構造等により必要書類等は違ってきますが、県の福祉相談センターから直接判定を受ける必要があるものもあります。必ず、申請時の申請窓口にご相談ください。

必要になる書類等

区 分	必 要 書 類 等
新規購入	・身体障害者手帳 ・申請書 ・所定の意見書 ・所定の処方箋 ・見積書
修理	・身体障害者手帳 ・申請書 ・見積書
再購入	

自己負担

原則として補装具にかかる費用の1割負担です。

(世帯の所得状況等に応じて、月額負担上限額が設定され、自己負担が軽減されます)

月額上限額

区 分	対 象 者	負 担 上 限 月 額
生活保護	生活保護受給者	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯のかた	0 円
一 般	市町村民税課税世帯のかた	37,200 円

◆(5)の申請・提出窓口

◎大館市福祉課障害福祉係

大館市字中城 20 番地 大館市役所2階 5 番窓口

電話 43-7052 FAX 42-8532

7. 地域での生活を支援する制度



障害福祉サービスでは対応できない場合など、地域の実情に応じて柔軟にサービスを提供することで、障害のあるかたの自立と社会参加を促進します。

(1) 障害者の相談支援

大館市在住の障害のあるかたやそのかたを介護しているかたの生活全般の相談に応じます。また、必要な情報の提供や福祉サービスへのコーディネートなどを行うほか、次の事業にも対応します。このしおりの1～2ページの「大館市基幹相談支援センター」、「市役所の窓口」、3～4ページ「相談支援事業所」をご覧ください。

(2) 成年後見人制度の利用助成

成年後見人制度とは、判断能力が不十分なかたに対して、財産管理や身上監護等に関する契約等の法律行為全般を行うものです。この制度を利用する際にかかる費用については所得の状況に応じ、助成を行います。

対象

知的障害または精神障害のあるかたで、一定の要件を満たすかた

助成内容

申立手数料、登記手数料、精神鑑定料等

◆(1)(2)の問い合わせ窓口

◎大館市福祉課障害福祉係

大館市字中城 20 番地 大館市役所2階 5番窓口

電話 43-7052 FAX 42-8532

(3) 日常生活用具の給付・貸与

障害のあるかたの日常生活の便宜を図るため、障害の種類・程度に応じて、次の日常生活用具の給付または貸与を行います。日常生活用具の給付・貸与を受けるにあたり事前に申請が必要です。

耐用年数、基準額などの制限があります。なお、対象者のかた、またはそのご家族のいずれかで、市町村民税所得割が46万円以上のかたがいる場合は本制度の対象となりません。

自己負担

原則として給付を受ける日常生活用具の合計金額が基準額内である場合は費用の1割を負担します。基準額より超過が発生した場合は基準額の1割及び超過分の合計が自己負担となります。ただし、所得に応じて月額上限額が定められており、負担が重くならないようになっています。月額上限額は、27ページ(4)の補装具費と同じです。

必要になる書類等

区分		必要書類等
新規申請	住宅改修以外 (再申請を含む)	・身体障害者手帳または療育手帳 ・申請書 ・見積書
	住宅改修 (原則1回)	・身体障害者手帳 ・申請書 ・同意書 ・工事見積書(工事内訳が分かるもの) ・工事図面 ・工事前写真

障害の種類	給付する日常生活用具の名称
視覚障害	視覚障害者用ポータブルレコーダー、点字タイプライター、電磁調理器、盲人用時計、視覚障害者用拡大読書器、盲人用体重計、点字器、盲人用体温計、視覚障害者用活字文書読上げ装置、点字図書、歩行時間延長信号機用小型送信機、点字ディスプレイ、視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)
聴覚障害	聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置
音声・言語障害	携帯用会話補助装置、人工喉頭、人工鼻
肢体不自由	入浴担架、入浴補助用具、便器、特殊便器、特殊尿器、特殊寝台、特殊マット、体位変換器、居宅生活動作補助用具(住宅改修)、訓練いす(児童のみ)、訓練用ベッド(児童のみ)、移動用リフト、移動・移乗支援用具、T字状・棒状つえ、情報通信支援用具
腎臓障害、呼吸機能障害等	透析液加温器、ネブライザー、酸素ポンプ運搬車、電気式たん吸引器、非電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)
直腸・ぼうこう機能障害等	ストマ用装具(蓄便袋、蓄尿袋、洗腸装具、紙おむつ)、収尿器

火災の感知避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びそれに準ずる世帯	火災警報器、自動消火器
知的障害または精神障害	頭部保護帽

障害の種別と日常生活用具

※貸与種目としては、福祉電話、FAXがあります。

※介護保険で給付等可能な場合、そちらが優先されます。

※居宅生活動作補助用具(住宅改修)は、原則下肢障害 1～3 級のかたが対象になります。

そのほかの用具についても障害程度等級に応じて制限がある場合があります。

日常生活用具種目と対象者

種 目	対 象 者
特殊マット、特殊尿器	下肢または体幹機能障害 1 級(常時介護を要する者)
入浴担架、体位交換器	下肢または体幹機能障害 2 級以上(介助を要する者)
特殊寝台、移動用リフト、訓練いす(児)、訓練用ベッド、便器	下肢または体幹機能障害 2 級以上
入浴補助用具(シャワーキャリーを含む)	下肢または体幹機能障害者(介助を要する者)
T字状・棒状のつえ	平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障害のある者
歩行支援用具(移動・移乗支援用具)	平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者
※頭部保護帽	平衡機能または下肢若しくは体幹機能障害のある者であって、頻繁に転倒する恐れのある者 知的または精神障害者であって、てんかん発作等により頻繁に転倒する恐れのある者
特殊便器	上肢障害 2 級以上
火災警報器、自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯
電磁調理器	視覚障害 2 級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯)
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級以上(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯)
透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者
※ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、非電気式たん吸引器	呼吸器機能障害 3 級以上
人工鼻	喉頭摘出者
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者
盲人用体温計(音声式)、盲人用体重計	視覚障害 2 級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯)
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器を装着している者

種 目		対 象 者
携帯用会話補助装置		音声機能もしくは言語機能障害者または肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者
情報・通信支援用具		上肢障害2級以上または言語・上肢複合障害2級以上(文字を書くことが困難な者に限る)もしくは視覚障害2級以上
※点字ディスプレイ		視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上)
点字タイプライター		視覚障害2級以上(本人が就労もしくは就学しているかまたは就労が見込まれる者に限る)
点字器、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置		視覚障害2級以上
※視覚障害者用拡大読書器		視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者
盲人用時計		視覚障害2級以上
聴覚障害者用通信装置		聴覚障害者または発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者
聴覚障害者用情報受信装置		聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者
人工喉頭		喉頭摘出者
福祉電話(貸与)		難聴者または外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯)
ファックス(貸与)		難聴または音声機能もしくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯)
視覚障害者用ワードプロセッサ		視覚障害者
点字図書		主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者
ストマ用装具 (付属品含む)	消化器系	ストマ造設者
	尿路系	
※紙おむつ		高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者、高度の排尿機能障害者
収尿器		高度の排尿機能障害者
居宅生活動作補助用具		下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有するものであって個別の障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)

※医師意見書が必要となる種目です。再給付や転入による場合はこの限りではありませんが申請をお考えのかたは一度障害福祉係にお越しく下さい

(4)小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病を患う児童等の日常生活の便宜を図るため、疾病の種類・程度に応じて、次の日常生活用具の給付を行います。日常生活用具の給付を受けるにあたり事前に申請が必要です。

耐用年数、基準額などの制限があります。

自己負担

所得額に応じて自己負担が発生します。申請後に所得額調査を行い、自己負担額を決定します。

必要書類等

申請書、小児慢性特定疾病医療受給者証、印鑑、見積書

種目	対象者
便器	常時介護を要する者
特殊マット	寝たきりの状態にある者
特殊便器	上肢機能に障害のある者
特殊寝台	寝たきりの状態にある者
歩行支援用具	下肢が不自由な者
入浴補助用具	入浴に介助を要する者
特殊尿器	自力で排尿できない者
体位変換器	寝たきりの状態にある者
車椅子	下肢が不自由な者
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者（在宅以外（入院または施設入所）の者についても対象）
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者
クールベスト	体温調節が著しく困難な者
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者（在宅以外（入院中または施設入所）の者についても対象）
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した者（在宅以外（入院中または施設入所）の者についても対象）
人工鼻	人工呼吸器の装着または気管切開が必要な者

(5) 難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない程度の18歳未満の難聴児に対し、補聴器の購入費用または修理費用の一部を助成します。



対象者

両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の児童であり、補聴器により言語習得等の一定効果が期待できると医師が判断した児童

※対象者のかた、またはそのご家族のいずれかで、市町村民税所得割が46万円以上のかたがいる場合は対象となりません。

助成額

医師の処方による補聴器購入費（基準額比較）の2/3以内

※電池交換費、及びイヤーマールド等の付属品のみの購入費は、対象外

必要書類等

申請書、聴力検査表及び意見書、見積書

(6) 心身障害者居室整備資金の貸付

在宅の心身に障害のあるかたの日常生活を向上させるため、居室等の増改築に必要な資金（150万円以内）の貸付を行います。※貸付までに期間を要しますので事前にご相談ください。

対象者

- ・身体障害者手帳1～4級をお持ちのかた
- ・療育手帳Aをお持ちのかた
- ・上記2つの障害のあるかたと同程度と市長が認めたかた
- ・上記2つの障害のあるかたと同居している親族



必要書類等

申請書、同意書、印鑑、障害者手帳、申請者及び連帯保証人の所得並びに資産に関する証明書、工事見積書（工事内訳が分かるもの）、工事平面図、工事前写真
※ケースに応じて、診断書などが必要になる場合があります。

主な貸付条件等

- 据置期間 2年以内
- 償還期間 据置期間経過後8年以内
- 連帯保証人 2人（大館市内に居住するかた）

◆(3)(4)(5)(6)の申請・提出窓口

◎大館市福祉課障害福祉係

大館市字中城20番地 大館市役所2階 5番窓口

電話 43-7052 FAX 42-8532

(7)地域生活支援事業

在宅の障害のあるかたを支援するため、市では次の福祉サービスを行っています。

①日中一時支援

日中、監護するかたがいないため、見守りなどの支援が必要な障害のあるかたを一時的に預かります。

対象者

障害児で放課後生活に見守りが必要なかた、障害のあるかたで日中の見守りが必要なかた

②移動支援

屋外での移動が困難な障害のあるかたに外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。(例 銀行、理美容、冠婚葬祭、余暇活動、スポーツ、買い物等)

対象者

障害のあるかたで、外出時に移動の支援が必要と認められたかた

※通勤、営業活動等の経済活動にかかわる外出、通年かつ長期にわたる外出及び通院にかかわる外出は除く

③訪問入浴

家族の介助のみでは入浴困難な身体等に障害のあるかたがいる家庭を訪問して、そのかたの入浴を支援します。

対象者 自宅での入浴が困難なかた

介護保険サービス受給者は、介護保険給付を優先します。

①～③利用可能事業所一覧

サービスの種類	事業所名	サービスの種類	事業所名
日中一時支援	道目木更生園	移動支援	大館市社会福祉協議会
	軽井沢福祉園		大館市社会福祉事業団
	矢立育成園		ニチイケアセンター大館
	白沢通園センター		ニチイケアセンター桂城
	デイサービスセンターかみやま		ニチイケアセンター大館中央
	大野岱吉野学園		すずらん訪問介護サービス
	虹のいえ		東恵園居宅介護事業所
	さくら園		シースマイル ケアセンターこころ
	なかよしとっと		訪問入浴
	たのしいわが家	虹の街	
			アースサポート

月額上限額(日中一時支援・移動支援・訪問入浴)

区分	負担上限月額	対象者
生活保護	0円	生活保護受給者
低所得	0円	市民税非課税世帯のかた
一般1	障害者 9,300円 障害児 4,600円	市民税課税世帯(所得割16万円<障害児にあっては28万円>未満)のかた
一般2	37,200円	市町村民税課税世帯(一般1に該当するかたを除く)のかた

◆①②③の申請・提出窓口

◎大館市福祉課障害福祉係

大館市字中城 20番地 大館市役所2階 5番窓口

電話 43-7052 FAX 42-8532

④貸本の宅配サービス

大館市立栗盛記念図書館(旧大館市立中央図書館)では、事情により図書館まで足を運べないかたのために、郵送による本の貸し出しを行っています。

対象者

大館市内に住所があり、図書館利用カードをお持ちで、以下の条件に該当するかた

- ・身体障害者手帳1～3級で肢体不自由、内蔵機能障害、免疫機能障害をお持ちのかた
- ・介護保険被保険者証の交付を受け、要介護4及び5のかた
- ・療育手帳Aをお持ちのかた
- ・精神障害者保健福祉手帳の1級をお持ちのかた
- ・その他、来館が困難であると館長が認めたかた

利用方法

該当する証明(障害者手帳等)をお持ちになり、本人または代理人のかたが申請してください。

※申し込みは直接または、郵送やFAXでも可能です。

※送料は自己負担となります。

◆④の問い合わせ先

◎大館市立栗盛記念図書館

大館市字谷地町 13番地

電話 42-2525 FAX 42-3329

開館時間 火～金 9:30～19:00

土・日・祝 9:30～17:00

休館日 毎週月曜日

(8)社会参加の援助

障害のあるかたの社会参加を支援するため、市では次の事業を行っています。詳しくは、窓口でお問い合わせください。

① 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障があるかたのために手話通訳者等の派遣による支援を行っています。

② 点字・声の広報

視覚障害者のかたに広報を読んでいただくため、点字広報や声の広報を発行しています。

③ スポーツ・レクリエーション教室の開催

障害のあるかたの体力増強や障害者スポーツを普及し、参加者同士の交流を図るため、各種スポーツ・レクリエーションを開催します。フライングディスク教室やボッチャなどのスポーツ教室等を行っています。

④ 地域活動支援センター事業

障害のあるかたに、創作活動や生産活動、社会との交流の促進を図る機会を提供します。

事業所名	主となる障害	電話	所在地
大館市地域活動支援センター	身体・知的・精神	49-0104	大館市字三ノ丸 103 番地 4
大館市障害者生活支援センター(たしろの里)	知的	54-2211	大館市岩瀬字赤川 20 番地

○大館市地域活動支援センター事業（大館市総合福祉センター）

障害のあるかたがいきいきと生活できるような機会・居場所づくりを行っており、自立と社会参加の促進を目的とした教室や催しを開催しています。内容は、以下の通りです。

【教室】音楽・編物・パソコンなどの教室を開催しています。

初心者のかたでも安心して、楽しく利用できる内容です。

【催し】軽スポーツ、料理講座、手芸講座などのレクリエーション事業を開催しています。

○大館市障害者生活支援センター

障害のあるかたに軽作業を通して心身機能の維持や向上を図るための訓練や生活指導を行い、社会適応能力を高めます。石鹸づくりなど様々な事業をしています。

障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか）を所持しているもしくは自立支援医療費（精神通院）を受給している 18 歳以上の在宅の市民のかたであれば、どなたでも利用できます。

利用料は無料ですが事業の内容によっては、材料費などを負担していただく場合もあります。詳細については、気軽にお問い合わせください。

(9) 自動車に関する支援



① 自動車運転免許の取得に要した費用の一部助成

対象者（以下の要件を満たす人）

- ・身体障害者手帳 4 級以上の肢体不自由者、聴覚障害者または療育手帳(※)をお持ちのかた
- ・就職等社会参加に効果があると認められるかた
- ・違反行為により事故を起こし、免許の取消処分を受けたことのないかた

※児童相談所または知的障害者更生相談所において療育手帳の交付を受けているかたと同等程度の知的障害があると判定されたかたも対象となります。

提出書類

1. 申請書（免許の交付を受けてから 6 カ月以内 に申請）
2. 身体障害者手帳または療育手帳
3. 運転免許証
4. 自動車学校における学科及び技能教習実績書
（市の指定様式で自動車学校から証明書を発行してもらう）



（受理・決定）…「決定通知書」が自宅へ郵送されます。



（指定口座に助成金が振り込まれる）…免許取得に要した費用の 2/3 の限度額 10 万円まで助成

② 自動車改造費の助成

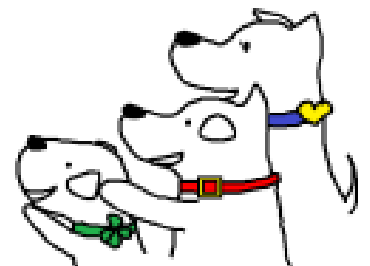
対象者（以下の要件を満たすかた）

- ・肢体不自由の身体障害者手帳をお持ちのかた
- ・運転免許証に自動車の改造に関する条件の記載があるか
- ・就労等に伴い自ら運転する自動車を改造するかた

※所得制限があります。

提出書類

1. 申請書
2. 同意書
3. 業者の見積書
4. 運転免許証
5. 身体障害者手帳



（受理・決定）…「自動車改造費決定通知書」「自動車改造交付券」が自宅へ郵送される。

改造に要する経費の内 10 万円を限度に助成されます。



（業者と相談して改造をすすめる。）

(10)生活福祉資金の貸付

資金の種類		対象世帯			貸付限度額
		低所得	障害者	高齢者	
総合支援資金	生活支援費	○	○		(単身) 月 15 万円、(2人以上) 月 20 万円
	住宅入居費	○	○		40 万円
	一時生活再建費	○	○		60 万円
福祉資金	生業費	○	○		460 万円
	技能習得費	○	○		技能習得期間 6 月程度 130 万円 1 年程度 220 万円 2 年程度 400 万円 3 年以内 580 万円
	住宅資金	○	○	○	250 万円
	福祉用具購入費		○	○	170 万円
	障害者自動車購入費		○		250 万円
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費			○	513.6 万円
	療養費	○		○	療養・介護期間 1 年未満 170 万円
	介護等費	○	○	○	1 年以上 1 年 6 月以内かつ世帯の自立に必要なとき 230 万円
	災害費	○	○	○	150 万円
	冠婚葬祭費	○	○	○	50 万円
	住居移転・給排水設備費	○	○	○	50 万円
	就職支度費	○	○	○	50 万円
	一時費	○	○	○	50 万円
緊急小口資金	○	○	○	10 万円	
教育支援資金	教育支援費	○			高 校 月額 3.5 万円 短大等 月額 6 万円 大 学 月額 6.5 万円
	就学支度費	○			50 万円
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金			○	土地評価額の 70%程度 月 30 万円以内

◆(10)の問い合わせ先

◎大館市社会福祉協議会

大館市字三ノ丸 103 番地 4

電話 42-8101 FAX 42-8104

(11)こころの健康づくり事業

自殺を考えたとき、誰かに相談したというかたは約3割で、多くのかたが誰にも相談できずに悩みを抱えたまま暮らしていることが分かっています。

「いのちを守る」ために、悩みを抱えているかた、悩みのサインを発していると思われるかたが周りにいたら、まずは相談してみることをお勧めします。

① メンタルヘルス相談室(こころの面接相談)

臨床心理士や専門の相談員が、心の悩みをもつかたに対して面接相談を行います。

対象者 市内に住所があるかた

日時 申込みの際に、相談日時を決めます。

場所 メンタルヘルス相談室

旧正札竹村ビル2階

ハチ公小径側入口から2階へ(大館市字中町5)

料金 無料(月1回まで)

申込 予約が必要です。電話でお申し込みください。

電話 57-8240 月～水曜日・金曜日 9:00～12:00(祝日・年末年始除く)

Eメールでの受付: cocoro@energy.ocn.ne.jp



② こころのホットライン

悩みや不安を相談員が電話で親身になって伺います。

対象者 市内に住所があるかた

日程 月～水曜日9時～12時、金曜日9時～12時、13時～17時

料金 無料

専用電話 080-8206-7471

③ こころのEメール相談

Eメールや手紙での相談を行います。「心の相談」に限らせていただきます。

※返信(または返送)までに日数が掛かることがあります。

※迷惑メール対策で受信拒否設定をしていないか、ご確認ください。

対象者 市内に住所があるかた

場所 〒017-0843

大館市字中町5 秋田県北NPO支援センター内

こころのEメール相談 担当

メールアドレス cocoro@energy.ocn.ne.jp

④サロン「ひなたぼっこ」

傾聴ボランティア養成講座修了者の皆さんが、お話をお聴きします。一緒に、お茶を飲みながらお話をしましょう。

対象者 市内に住所があるかた

日 時 毎月第1・3火曜日・第2日曜日
午前10時～12時（※祝日、年末年始を除く）

場 所 火曜日：北部男女共同参画センター（旧正札竹村ビル1階）、比内公民館
日曜日：北部男女共同参画センター（旧正札竹村ビル1階）

参加費 無料

◆(11)①～④の問い合わせ窓口

◎大館市福祉部健康課

大館市字三ノ丸 55 大館市保健センター内

電話 42-9055 FAX 42-9054



(12)障害児(者)の歯科治療

平成19年10月から、障害児(者)歯科治療の県北拠点病院に指定されました。

病院名 大館市立総合病院 歯科口腔外科・矯正歯科
診療時間 【月～金】11:00まで受付 新規、再来とも予約制

◆(12)申し込み・問い合わせ窓口

◎大館市立総合病院 医事課 相談支援係

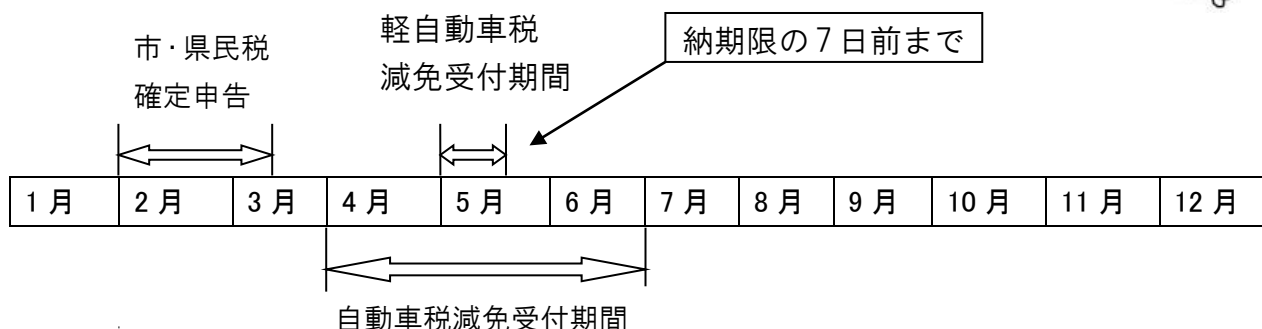
大館市字豊町3番1号

電話 42-5370 FAX 42-2055

8. 税金の控除、減免、公共料金等の割引や助成

(1) 税の控除・免除

市民税、自動車税、軽自動車税などの控除・減免申請の手続き時期一覧



① 所得税・市県民税

所得税額、市県民税額を算出する際、総所得金額から基礎控除・配偶者控除・扶養控除等が控除されます。障害者控除もこの所得控除の一つで、本人が障害者であるとき、または、控除対象配偶者や扶養親族のうちに障害者があるときに認められる控除です。

手続き

控除を受けようとするかたは、給与所得者の場合は、年末調整の際に勤務先へ、それ以外のかたは、確定申告(市県民税申告)の時に申告をすることになります。

名称		対象者	控除額
所得税	特別障害者控除	身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳 1 級	40 万円 ※75 万円
	障害者控除	身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級	27 万円
市県民税	特別障害者控除	身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳 1 級	30 万円 ※53 万円
	障害者控除	身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級	26 万円

※同居特別障害者の場合の、控除額です。

上記障害者控除のほか、配偶者控除および扶養控除額は、次のとおりです。なお、16 歳未満に対する扶養控除は、平成 23 年分より廃止されました。

◎手帳がなくても控除の対象になる場合があります。

区 分		所得税 控除額	住民税 控除額	備考	
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	38万円	33万円		
	老人控除対象配偶者	48万円	38万円	70歳以上	
扶養控除	一般の扶養親族	38万円	33万円	16歳以上～19歳未満 23歳以上～70歳未満	
	特定扶養親族	63万円	45万円	19歳以上～23歳未満	
	老人 扶養親族	同居老親等以外の者	48万円	38万円	70歳以上
		同居老親等	58万円	45万円	

◎市県民税については、前年の合計所得が125万円以下の障害者については、非課税となります。

② 続税・贈与税・事業税における控除及び非課税の範囲

名称	対象者及び内容	窓口
相続税	85歳未満の障害者が、相続により財産を取得した場合、その障害の程度及び年齢に応じて相続税から控除があります。	大館税務署
贈与税	特別障害者のかたの生活費等に充てるため、特別障害者の方を受託者とする信託契約に基づき金銭等の財産が信託された場合、一定額を限度として非課税となります。	
事業税	重度の視力障害者(失明・両眼の視力が0.06以下)が行う、あんま・はり等の医業に類する事業は、非課税となります。	秋田県総合県税事務所北秋田支所
固定資産税	一定の条件を満たすバリアフリー改修工事を完了した住宅に係る翌年度分の固定資産税額から3分の1相当額(1戸あたり100㎡分までを限度)を減額します。	大館市税務課 固定資産税係

問合せ先・窓口

税の種類	窓口	電話	所在地
所得税、相続税、贈与税	大館税務署	42-0671	大館市赤館町2番16号
市県民税(住民税)	大館市税務課市民税係	43-7033	大館市字中城20番地 大館市役所1階
事業税	秋田県総合県税事務所 北秋田支所	49-2211	大館市片山町三丁目14 番5号
固定資産税	大館市税務課固定資産税係	43-7034	大館市字中城20番地 大館市役所1階

③自動車税種別割・自動車税環境性能割の減免

対象者

- 身体障害者手帳をお持ちのかた
(身体障害者手帳の区分ごとに制限があります。45 ページをご参照ください)
- 療育手帳Aをお持ちのかた
- 精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちのかた
- 戦傷病者手帳をお持ちのかた(戦傷病者手帳の区分ごとに制限があります)



対象自動車

毎年4月1日時点で、障害のあるかた本人が所有する自動車(18歳未満の場合や知的・精神障害者については、家族のかたの名義でも可)で、障害のあるかた自ら運転する自動車、または障害のあるかたと生計を一にするかた(家族等)がそのかたのために運転する車

※障害者等一人につき1台に限られます

	所有者	運転者	使用目的
(1)	身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちのかた	身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちのかた本人	日常生活等
(2)	身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちのかた(身体障害者手帳をお持ちのかたが18歳未満の場合は、同居家族の所有でも可)	身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちのかたと生計を一にするかた	身体障害者をお持ちのかたの通学、通院、通所および生業
(3)		身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちのかたを常時介護するかた	障害者のみで構成される世帯に属する身体障害者をお持ちのかたの通学、通院、通所および生業
(4)	療育手帳Aをお持ちのかた 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちのかた (同居家族の所有でも可)	療育手帳Aをお持ちのかた本人 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちのかた本人	日常生活等
(5)		療育手帳Aをお持ちのかたと生計を一にするかた 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちのかたと生計を一にするかた	知的障害または精神障害をお持ちのかたの通学、通院、通所および生業
(6)		療育手帳Aをお持ちのかたを常時介護するかた 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちのかたを常時介護するかた	障害者のみで構成される世帯に属する知的または精神障害をお持ちのかたの通学、通院、通所および生業

※当該身体障害者等が社会福祉施設等に入所している場合(住民登録上の同居・別居は問わない)においては、定期的(継続して月に1回以上程度)に家庭療養(育)等の目的で帰宅するための継続的な自動車の使用も含まれます。

※常時介護の条件

- (1) 一人暮らしの障害者、または世帯の全員が身体障害者等の手帳の交付を受けている世帯
- (2) 1年継続して週3日程度以上当該身体障害者等の通院等のために自動車の運転を行っているか、または行う見込みであること

申請手続に必要なもの

【普通自動車の場合】

- 1.減免申請書(総合県税事務所に備え付けてあるほか、県のHPからダウンロードも可能)
- 2.身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び戦傷病者手帳
- 3.運転者の免許証
- 4.自動車検査証
- 5.家族が運転する場合…生計同一証明書
- 6.常時介護するかたが運転する場合…常時介護証明書

※上記、5または6の証明書が必要な場合は市役所福祉課障害福祉係で発行を受けてから県税事務所で手続きしてください。証明書は発行から1ヵ月間有効です。

【軽自動車の場合】

- 1.減免申請書(身障減免用、市役所税務課にあり)
- 2.身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び戦傷病者手帳
- 3.運転者の免許証
- 4.軽自動車税納税通知書

※減免対象車両は「自動車」「軽自動車」「バイク」です。「小型特殊自動車(農耕用・その他)」で減免を受けることはできません。

◆生計同一証明書と常時介護証明書の交付窓口

○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた
大館市福祉課障害福祉係

大館市字中城 20 番地 大館市役所2階 5 番窓口

電話 43-7052 FAX 42-8532

○戦傷病者手帳をお持ちのかた

秋田県健康福祉部福祉政策課(秋田市山王四丁目 1-1)

新たに自動車を取得する場合

※新たに自動車を購入する場合は、自動車の登録手続きをする時に減免申請をしてください。

東北運輸局秋田運輸支局で自動車の登録手続きを行う際に、自動車会議所内の申告窓口で自動車税・自動車取得税申告書とともに必要書類を提出してください。このときに手続きをしないと、減免を受けることができなくなります。

※登録手続きを販売店等に依頼している場合は、減免申請も同時に行いたい旨を必ずその担当者にお伝えください。



既に減免を受けている自動車から新しい自動車に乗り換える場合

「新たに自動車を取得する場合」と同じ手続きをしてください。ただし、新しい車の減免については、新車取得前の「減免を受けている自動車」の態様により、次の制限があります。

減免を受けている自動車		新しい自動車の減免	
		自動車税	自動車取得税
廃車登録	する前	×	×
	した後	○	○
所有権移転登録	する前	×	×
	した後		○

※廃車登録には、県外への変更・移転登録は含まれません。

年度の途中で身体障害者等に該当することになった場合

普通自動車であれば、自動車を持っているかたが身体障害者等に該当することになった年度の翌年度4月1日から自動車税の納期限までに、軽自動車であれば軽自動車納税通知書を受け取った日から納期限の7日前までに窓口へ必要書類を提出してください。

減免を受けている自動車について、申請内容に変更なく継続して減免を受ける場合

減免申請は原則として毎年度必要ですが、窓口から送られてくる「減免申出書」に必要事項を記入し、窓口へ提出するのみになります。

身体障害者手帳をお持ちのかたの自動車税・自動車取得税の減免対象者

障害の区分		身体障害者手帳をお持ちのかた 本人が運転する場合	家族や常時介護者が運転 する場合
視覚障害		1級～4級	1級～4級
聴覚障害		2級及び3級	2級及び3級
平衡機能障害		3級	3級
音声機能障害(喉頭摘出者に限る)		3級	
上肢不自由		1級及び2級	1級及び2級
下肢不自由		1級～6級	1級～3級
体幹不自由		1級～3級・5級	
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障 害	上肢機能	1級及び2級(一上肢のみの運 動機能障害を除く)	1級及び2級(一上肢のみの運 動機能障害を除く)
	下肢機能	1級～6級	1級～3級(3級の場合、一下肢 のみの運動機能障害を除く)
心臓機能障害		1級及び3級	1級及び3級
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
小腸機能障害			
ぼうこうまたは直腸機能障害		1級、3級及び4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能 障害		1級～3級	1級～3級
肝臓機能障害		1級～3級	1級～3級

③ 構造による減免

身体に障害のあるかたが専ら利用するため、車いすの昇降装置、固定装置等の特別仕様の軽自動車について減免の申請を受け付けます。自動車検査証の「車体形状」欄が「車いす移動車」「身体障害者輸送車」等と記載されている特殊用途自動車(8ナンバー)が対象となります。

申請手続に必要なもの

- 1.自動車検査証
- 2.軽自動車税減免申請書(構造減免用)
- 3.軽自動車税納税通知書

◆③の問い合わせ・申請窓口

普通自動車の場合

〈問合せ先〉秋田県総合県税事務所 課税第四課
所在地:秋田市山王四丁目1-2 秋田地方総合庁舎 1F
電話 018-860-3339

〈申請窓口〉秋田県総合県税事務所 北秋田支所
所在地:大館市片山町三丁目 14 番 5 号
電話 49-2211 FAX 49-2019

軽自動車の場合(◆④構造による減免の問い合わせ、申請窓口)

◎大館市税務課諸税係
所在地:大館市字中城 20 番地 大館市役所 1 階 10番窓口
電話 43-7032 FAX 49-3131

(2)JR旅客運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちのかたは、手帳の種別に応じて、次のとおり本人または介護者について、次の乗車券等が半額になります。

割引の対象者と種類

対象	割引対象乗車券	割引率	備考
身体障害者手帳1種または療育手帳Aをお持ちのかたとその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	5割	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。ただし、回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
身体障害者手帳1種または療育手帳Aをお持ちのかたとその介護者 12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券(小児定期乗車券を除く)	5割	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 小児定期旅客運賃については割引になりません。
身体障害者手帳または療育手帳をお持ちのかたが単独で利用する場合	普通乗車券	5割	片道の乗車区間が100キロを超える場合(私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。)

割引の受け方

乗車券購入時等に手帳を提示してください。

※詳細についてはご利用される各駅等へお問い合わせください。また、私鉄線等についてもJRに準じた割引がありますので、詳細は各鉄道会社へお問い合わせください。

(3)バス運賃割引

①市内のバス

割引の対象者と種類

対象	種類	割引率	備考
① 身体障害者手帳1種または療育手帳Aをお持ちのかたとその介護者	路線バス	普通乗車券	5割
		回数券	5割
② 身体障害者手帳2種または療育手帳Bをお持ちのかた	定期券	3割	小児定期券の割引はなし
	リムジンバス	5割	
③ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちのかたとその介護者	高速バス	5割	対象となるのは①、②のかたのみ ※③、④のかたは秋田線のみ割引
④ 精神障害者保健福祉手帳2級または3級をお持ちのかた			

割引を受ける方法

- ・乗車券購入または料金支払いの際に手帳を呈示すると割引を受けられます。
- ・各バス会社で取扱いが異なりますので、詳しくはご利用のバス会社へお問い合わせください。

○「大館市得とく定期券」

市内のバス停留所であれば乗り降り自由の定期券をお得な料金で購入できます。

対象者

大館市内に住所を有するかたで、満65歳以上のかた、もしくは身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

料金

1カ月定期（通常11,000円）→4,000円、3カ月定期（通常22,000円）→11,000円
6カ月定期（通常33,000円）→20,000円

利用できる地域

大館市内のバス停留所

申請に必要なもの

- ・証明写真(縦30mm×横24mm)
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・一度購入したかたは、使用済みの「大館市得とく定期券」

※本人以外のかたが購入する場合は申込書の委任状欄に記名、押印が必要となります。

※大館市からの扶助は利用期間(4月1日～3月31日)の間で年2回までとなります。

(市民税非課税世帯で、①障害者手帳等をお持ちのかたまたは②片道400円以上のかたはこの限りではありません)



販売窓口

	窓口	電話	所在地
1	秋北バス大館営業所	43-3010	御成町二丁目 17 番 21 号
2	秋北航空サービス大館営業所	45-0808	いとく大館SC北側駐車場内

◆問い合わせ窓口

◎大館市都市計画課(比内総合支所内)

都市整備係 電話 43-7082 FAX 55-1018

◎秋北バス株式会社

自動車課 42-3536

大館営業所 43-3010



(4) 有料道路通行料金の割引

割引対象

- ・身体障害者手帳をお持ちのかたが自ら自動車(営業車を除く)を運転する場合
 - ・身体障害者手帳 1 種もしくは療育手帳Aをお持ちのかたが乗車し、その移動のために介護者が運転する場合
- ※登録できる自動車は障害者のかた1人につき1台です。

割引額

5 割引

申請に必要な書類

- ・有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書
- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・自動車検査証または軽自動車届出済証
- ・免許証(本人が運転する場合)



(ETC利用の場合)上記書類に追加書類

- ・ETCカード(※原則として障害者本人名義のものに限ります)
- ただし、未成年の重度の障害者のかたで介護者の運転による割引の適用を受け、かつ障害者ご本人が運転して割引を受けない場合は、親権者または法定後見人名義のETCカードも対象となります。
- ・登録を希望される自動車に取り付けた車載器の「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」

区分	自動車の所有者	必要な書類
身体障害者手帳をお持ちのかたが運転する場合	障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証 ・免許証 ・障害者手帳
身体障害者手帳1種のかたを乗せて介護者が運転する場合	障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証 ・障害者手帳
療育手帳Aのかたを乗せて介護者が運転する場合	なお、上記のかたが自動車を所有していない時は、障害者本人を継続して日常的に介護しているかた	

◆(4)の申請・問い合わせ窓口

◎大館市福祉課障害福祉係

大館市字中城 20 番地 大館市役所2階 5 番窓口

電話 43-7052 FAX 42-8532

(5) 航空運賃の割引

対象者

- ・身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたとその介護者
- ※12歳以上のかたに限られます



割引を受ける方法

航空券をご購入の際に、航空会社営業所または指定代理店で、手帳を呈示してください。
 ※国内線に限ります。割引を行っていない航空会社もありますので、詳しくは各会社へご確認ください。

(6) 郵便料の減免等



区 分	内 容
盲人用郵便物	次の郵便物で開封されたものは3kgまで無料になります。 ・盲人用点字のみを掲げたものを内容とするもの ・盲人用の録音物または点字用紙を内容とする郵便物で所定の様式により点字図書館、点字出版施設など指定を受けた施設からの差し出し、またはそれらに差し出されたもの
聴覚障がい者用ゆうパック	聴覚障がい者用ビデオテープ、その他録画物を聴覚障がい者福祉施設と聴覚障がい者との間で発受する場合、安い運賃で送ることができます。
心身障がい者用ゆうメール	図書館と心身障がい者の間で郵送によって貸出または返送される図書の場合、安い運賃で送ることができます。
心身障がい者団体発行の第三種郵便	・毎月3回以上発行の新聞紙～50gまで8円、50g超1kgまで50g増すごとに3円増 ・上記以外のもの～50gまで15円、50g超1kgまで50g増すごとに5円増
青い鳥郵便葉書	毎年4月から5月に身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aをお持ちのかたに通常郵便葉書20枚を無料配布しています。郵便局で受付しています。

※詳しくは、お近くの郵便局へお問い合わせください。

(7) NHK放送受信料の免除

対象者

	半額免除 (障害者のかたが世帯主かつ受信 契約者)	全額免除 障害者のかたが世帯構成員
身体障害者	視覚・聴覚障害者または 身体障害者手帳 1～2 級をお持ちのかた	身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたがいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税
知的障害者	療育手帳Aをお持ちのかた	
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちのかた	

手続き

福祉課障害福祉係、比内・田代総合支所市民生活係まで、手帳と印鑑をご持参ください。

◆(5)(7)の問い合わせ窓口

◎大館市福祉課障害福祉係

大館市字中城 20 番地 大館市役所 2 階 5 番窓口

電話 43-7052 FAX 42-8532



(8)携帯電話基本料金等の割引

障害のあるかたのコミュニケーション手段として、手軽に携帯電話を利用してもらうために、割引などのサービスがあります。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証等をお持ちのかた

サービス内容

基本使用料の割引サービスがありますが、サービス内容は携帯電話会社により異なりますので、詳しくはお手持ちの携帯電話の会社にお問い合わせください。

(9)NTTが行う障害者のかたに対するサービス

区 分	内 容
無料電話番号案内 (ふれあい案内)	電話帳の使用が困難なかたが電話番号案内(104番)を利用する場合、あらかじめNTTに登録しておくことにより、無料で利用できます。 ※お問い合わせ フリーダイヤル 0120-104174 ※対象者 ・視覚障害者 1～6 級のかた ・障害名が肢体不自由(上肢・体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)で 1～2 級のかた ・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた
NTTFAX104	障害のあるかたのお名前とFAX番号と問い合わせ先の住所、名前、業種等を記入してFAXで問い合わせると、NTTからFAXにより電話番号が案内されます。(有料) ※お問い合わせ フリーダイヤル 0120-000104(FAX) 受付時間 24 時間(年中無休)
ふれあいファックス	耳や言葉の不自由なかたのために、電話の移転、注文、故障時の相談、サービスのお問い合わせをファックスで受け付けるサービスで、無料で利用できます。 ※ファックス受付番号(東北地域) 注文・故障の問い合わせ先 フリーダイヤル 0120-700133 受付時間 24 時間(年末年始を除く)

(10)タクシー運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたが、県内のタクシー(秋田県ハイヤー協会加入タクシー会社)利用時に手帳を提示すると、メーター表示額から1割引になります。

※お問い合わせ 秋田県ハイヤー協会(018-864-1351)またはお近くのタクシー会社へ



(11)タクシー利用助成券の交付

対象者

在宅の身体障害者手帳1～3級をお持ちのかた、または療育手帳Aをお持ちのかたに対し、年度に1回タクシー利用券を交付しています。

※タクシー利用券は、市内のタクシーであれば、交付した年度いっぱい使用できます。

※障害の種別、申請月に応じて下記の枚数で交付します。1枚につき500円の助成となります。

手続き

次ページの交付窓口まで手帳と印鑑をお持ちください。

- ①身体障害者手帳1～3級(じん臓機能障害を除く)または療育手帳Aをお持ちのかた
○4～9月までに申請した場合 16枚 ○10～3月までに申請した場合 10枚
- ②じん臓機能障害の身体障害者手帳1～3級
○4～9月までに申請した場合 26枚 ○10～3月までに申請した場合 13枚

大館市内のタクシー会社

	会社名	電話番号	所在地
1.	福祉タクシー ラベンダー	090-1374-5872	釈迦内字土肥 33
2.	さくら観光	49-3939	釈迦内字神山台 15-1
3.	秋北タクシー	42-3535	御成町1-11-25
4.	比内タクシー	55-0135	比内町扇田字下扇田 45
5.	株式会社大館・花矢交通	42-3411	字新町 91
6.	富士タクシー	42-1004	字大町 12
7.	福祉タクシー菜の花	48-5507	芦田子字賽神南 12-2
8.	シースマイル株式会社	43-6545	字館下 12-2
9.	大館市社会福祉事業団	47-7200	十二所字大水口 4-5
10.	福祉タクシー いぶき	080-1679-7436	比内町中野字中野 43-8
11.	神山荘ヘルパーステーション	46-2210	花岡町字神山 6-2
12.	長慶荘ヘルパーステーション	54-6911	岩瀬字上岩瀬塚の台 16

(12)ガソリン(自動車燃料購入)助成券の交付

対象者

じん臓機能障害1級の在宅者で、人工透析のため自家用車で通院されているかたや身体障害者手帳1～3級または療育手帳Aを所持している就学前の児童に対し、申請月に応じて下記の枚数で交付します。1枚につき500円の助成となります。

手続き

下記交付窓口まで手帳と印鑑をお持ちください。

①人工透析のため自家用車で通院しているじん臓機能障害者

○4～9月までに申請した場合 **26枚** ○10～3月までに申請した場合 **13枚**

②身体障害者手帳1～3級または療育手帳Aを所持している就学前の児童

○4～9月までに申請した場合 **16枚** ○10～3月までに申請した場合 **10枚**

タクシー利用券とガソリン券の両方交付することはできません(どちらかを選択してもらいます)。

※大館市内で給油した燃料費が対象になります。

(13)市内の公共施設の利用料金割引

①市立体育館の利用料金割引

花岡体育館、釈迦内体育館、城西体育館、十二所体育館、比内体育館及び田代育館を利用する際の割引があります。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

割引額 通常の利用料金の半額

詳しくは各施設にお問い合わせください。



	施設名	電話	FAX
1	花岡体育館	46-2245	46-2245
2	釈迦内体育館	48-4461	48-4661
3	城西体育館	49-4661	49-4661
4	十二所体育館	52-3064	52-3064
5	比内体育館	55-0194	55-0194
6	田代体育館	54-0555	54-0100

◆(11)(12)の問い合わせ窓口

◎大館市福祉課障害福祉係

大館市字中城 20番地 大館市役所2階 5番窓口

電話 43-7052 FAX 42-8532

〈交付窓口〉

◎大館市福祉課障害福祉係 電話 43-7052

◎比内総合支所 市民生活係 電話 43-7094

◎田代総合支所 市民生活係 電話 43-7099



9. 障害者マーク・標識



(1) 障害者等用駐車区画利用制度

秋田県では、平成 28 年 10 月 3 日から障害者等用駐車区画利用制度が始まりました。

障害者等用駐車区画利用制度とは

公共施設や商業施設などに設置されている障害者等用駐車区画を使いやすいものとするため、歩行困難でかつ、障害者、介護を必要とするかたや妊産婦、けが人などの方々を対象に利用証を発行しています。利用証は前方のルームミラー等にかけて利用します。



申請手続き

申請書に必要事項を記入し、交付要件等を確認するものの写し（氏名・生年月日・交付要件に該当する障害名等の記載があるところ）を添付して申請先に持参または郵送してください。代理の人が申請する場合は、代理人の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）を添付してください。

※申請書は、秋田県福祉政策課、各地域振興局福祉環境部及び市町村役場等で配布しているほか、秋田県のホームページ「美の国秋田ネット」からもダウンロードできます。

※申請先は県福祉政策課及び県各地域振興局福祉環境部になります。各市町村役場、社会福祉協議会では受付できません。

駐車場スペースについて



歩行に制限を受ける内部障がいのあるかた、妊娠中のかた、幼児を連れているかた、高齢のかた、一時的にケガをされているかたなどを対象に、公共施設の駐車場をできる限り優先的に利用していただく取り組みです。

こうした方々が、より安全で安心して利用できるよう駐車スペースの確保に努めましょう。

皆さんの思いやりのある行動をお願いいたします。

問い合わせ先窓口

◎秋田県健康福祉部 地域・家庭福祉課

秋田市山王四丁目 1-1

電話 018-860-1342 FAX 018-860-3844

E-mail: chifuku@pref.akita.lg.jp

<http://www.pref.akita.lg.jp/>

(2) 障害者マーク

障害者マークの紹介

● 障害者のための国際シンボルマーク



障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。

※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。

● 盲人のための国際シンボルマーク



世界盲人会連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮をお願いいたします。

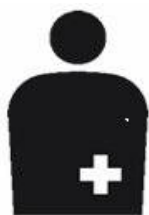
● 耳マーク



聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮をお願いいたします。

●オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。

オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。

●ハートプラスマーク



「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害があるかたは外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。

内部障害のかたの中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

このマークを着用されているかたを見かけた場合には、内部障害への配慮をお願いいたします。

●身体障害者標識



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されているかたが運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

●聴覚障害者標識



聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されているかたが運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

●障害者雇用支援マーク



公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。

そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。

障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、宜しくお願いします。

●ヘルプマーク



義足や人工関節を使用しているかた、内部障害や難病のかた、または発達障害の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲へ配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

ヘルプマークを身に付けた人を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば言葉をかける等、思いやりのある行動をお願いします

●ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことをいいます。身体障害者補助犬法において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設も、身体障害のある人が補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。

補助犬はペットではありません。身体障害がある人の体の一部となって働いています。社会のマナーも訓練されており、衛生面もきちんと管理されています。

補助犬を同伴していても、さらに援助が必要な場合もありますので、困っている様子を見かけたら、積極的に言葉かけをお願いします。

市内で活動している団体

障害者本人や家族・支援者でつづられている団体です。参考にしてください。

団体名
大館市手をつなぐ育成会 おもに知的障がいのある人の家族会
大館市身体障害者協会連合会
視覚障害者部会
聴覚障害者部会
車椅子部会
秋田県聴覚障がい児を持つ親の会
心の問題や精神の障がいを持っている当事者と家族の会「ひまわりの会」
大館がん友の会「大館虹の会」
北秋・鹿角地域腎友会

※各団体の連絡先は、大館市福祉課障害福祉係へお問い合わせください。

◆問い合わせ窓口

◎大館市福祉課障害福祉係

大館市字中城 20 番地 大館市役所2階 5 番窓口

電話 43-7052 FAX 42-8532



編集・発行 令和5年 8月

大館市福祉事務所 福祉課 障害福祉係

〒017-8555

所在地：大館市字中城 20 番地

電話 0186-43-7052

F A X 0186-42-8532

e-mail : sya-fks@city.odate.lg.jp

